

おしえてプロの視点 民法が改正！企業活動への影響は？ 1/3

この五月二十六日、改正民法（民法の一部を改正する法律）が成立し、東京オリンピックが開催される二〇二〇年から施行されます。

民法は総則、物権、債権、親族、相続の五編からなりませんが、今回は主に債権を中心に、関係する総則や商法などが改正されたため、「債権関係」の改正とされています。

改正の理由は「社会経済情勢の変化に鑑み」とされています。今回改正された債権法は明治二十九年に公布されたもので、現在まで百二十年が経っています。

では、この百二十年で社会経済情勢がどのくらい変化したか、ですが、明治二十九年といえば、日清戦争に勝利した乃木將軍が東京に凱旋した年で、当時は伊藤博文が総理大臣でした。

つい二十九年前まではチョンマゲ姿の侍が闊歩する江戸時代だった…と考える

と、百二十年という月日もさることながら、社会経済情勢の変化は相当なものでしょう。

この間、民法に定めがない部分については、裁判で多くの判断が積み重ねられてきました。ところが、この間、国民一般に分かりやすいものにすることも改正の目的とされています。

なお、改正は多岐にわたる。①判例や学説で認められていた原則を明文化するため新設された規定、②現在の社会経済情勢に合わせて新設された規定、③社会経済情勢や判例や学説を踏まえて現行の規定の内容を修正、補充された規定など、改正にも様々な類型があります。

それでは、一般の企業活動に関係がある規定を中心に、改正された規定をみていきましょう。

①判例や学説で認められていた原則を明文化するため新設された規定
○意思能力について

これまでは「行為能力」という概念によって未成年者や成年被後見人など、法律行為を行う能力に欠ける人を保護する規定は設けられていました。しかし、高齢化社会が進み、判断能力が低下した高齢者をめぐるトラブルが増えていることから、認知症などで意思能力に欠ける状態になった場合は、意思表示は無効にするということが明文化されました。

○契約自由の原則
誰でも、契約するかどうか、書面にするか口頭にするか、どんな内容にするかを自由に決めることができるといふ契約自由の原則が明文化されました。もちろん、非合法な契約や公序良俗に反するような内容は認められません。

誰でも、契約するかどうか、書面にするか口頭にするか、どんな内容にするかを自由に決めることができるという契約自由の原則が明文化されました。もちろん、非合法な契約や公序良俗に反するような内容は認められません。



不動産鑑定士・行政書士

ただ不動産鑑定事務所 代表 竹田 達矢

プロフィール

富山大学大学院経済学研究科修了後、堤地所株式会社ほか不動産鑑定事務所勤務。平成 22 年～ 29 年 高岡法科大学法学部准教授。不動産鑑定士として企業会計、相続税申告、遺産分割、借地権者による底地の買い取り、地代・賃料評価、債務整理などのための鑑定評価に携わっている。行政書士として契約書、遺言、相続、農地転用、成年後見、事業承継などに関する各種書類作成を行っている。

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の

「けが」の補償 「病氣」の補償

大切なご家族をお守りする 大きな死亡・高度障害保障 「生命」保障

トータル「がん」補償 シンプル「がん」補償

全国商工会会員福祉共済

お申込みはご加入の商工会まで *「病氣」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます。

北陸銀行 創業支援

Facebook

創業に関する お役立ち情報満載！ 今すぐチェック

北陸銀行

www.hokugin.co.jp

中小企業を支える身近なパートナー

中小企業・小規模事業者のみなさまを 信用保証 でサポートします！

お気軽にご相談ください。 TEL: (076) 423-3171 (代表) www.cgc-toyama.or.jp

富山県信用保証協会